

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会社名】 株式会社ナカノフード建設

【英訳名】 NAKANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 隆

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番28号

【縦覧に供する場所】 株式会社ナカノフード建設 名古屋支社
(名古屋市中区丸の内三丁目20番3号)
株式会社ナカノフード建設 大阪支社
(大阪市西区阿波座二丁目4番23号)
株式会社ナカノフード建設 東関東支店
(千葉市中央区登戸一丁目13番22号)
株式会社ナカノフード建設 北関東支店
(さいたま市浦和区岸町七丁目9番17号)
株式会社ナカノフード建設 横浜支店
(横浜市中区相生町六丁目104番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長飯塚 隆は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断される一部の連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは、建設業を中核とする企業グループであり、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、選定指標として売上高を利用しております。事業実態や財務報告に与えるリスク等を勘案した場合、利益額等の指標は外部環境により変動することもあります。売上高は他の指標と比べ変動が少ないため、最適な指標と判断しております。

全社的な内部統制が良好であることから、各事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

なお、選定指標から外れた事業拠点については、長期にわたり評価範囲に含めていない拠点やM&A等で新たに当社グループに参入した拠点の有無など、質的重要性の観点も考慮したうえで、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がないかを検討し、重要な事業拠点を選定しております。

選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金、完成工事原価、未成工事支出金及び工事未払金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、退職給付会計及び税効果会計の領域に関する業務プロセス等を識別し、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。